

資料提供

平成 31 年 3 月 25 日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2963
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である益田商会株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部東厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	益田 ^{ますだしょうかい} 商会株式会社 代表取締役 益田 ^{ますだ} 純也 ^{じゅんや} （広島県竹原市東野町 140 番地 2）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03405201658 号 許可年月日：平成 30 年 6 月 20 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 31 年 3 月 25 日
処分理由	同社は、平成 31 年 2 月 19 日付けで、竹原簡易裁判所において法第 16 条の 2 の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同年 2 月 26 日、刑の執行を終了している。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する者に該当するため。